

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、第二種特別加入労働者（一人親方）として、平成〇年〇月〇日、家屋の土間通路工事中に足元が悪く、足を滑らせ転倒し、腰部に刺すような痛みがはしり、腰椎から胸椎にかけても同じような痛みが生じた。受傷後、請求人は痛みを堪えながら翌日以降も作業を続けたが、同月〇日にAクリニックに受診したところ、「筋々膜性腰痛症」（以下「原傷病」という。）と診断され、以降、通院加療し同年〇月〇日に治ゆした。

その後、請求人は治ゆ後も右手指のしびれが続いたことから、平成〇年〇月〇日、B病院に受診したところ、「右手根管症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は、原傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、本件傷病は原傷病の再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は原傷病が再発したものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人の主張を踏まえ、症状、治療経過及び医証等を再度検討したが、決定書理由第2の2(2)に記載のとおり本件傷病は原傷病が再発したものであるとは認められないと当審査会は判断する。

(2) 仮に、請求人の主張する本件傷病は原傷病が再発したものであるとしても、決定書第2の1「判断の要件」を満たす必要があるところ、請求人の症状は自訴のみであり、また、C医師は平成〇年〇月〇日付けの診断書において、要旨、手根管症候群を示唆する所見は認められないとしていることから、本件傷病と原傷病との間には医学的に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない

よって主文のとおり裁決する。